

河川環境楽園県営公園活性化事業補助金交付要綱

(平成18年1月10日決裁)

(総則)

第1条 市は、河川環境楽園内の岐阜県営公園世界淡水魚園（以下「公園」という。）の利用促進及びサービス向上のため、公園の管理運営を行う事業者（以下「事業者」という。）に、予算の範囲内において河川環境楽園県営公園活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が公園の利用促進、サービス向上のために実施する事業（公園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者をいう。）として、岐阜県との契約に含まれる事業を除く。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するのに要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額で、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の支払)

第5条 補助金は、2回に分けて支払うことができる。

(状況報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行し、平成17年度分の予算に係る補助金から適用する。